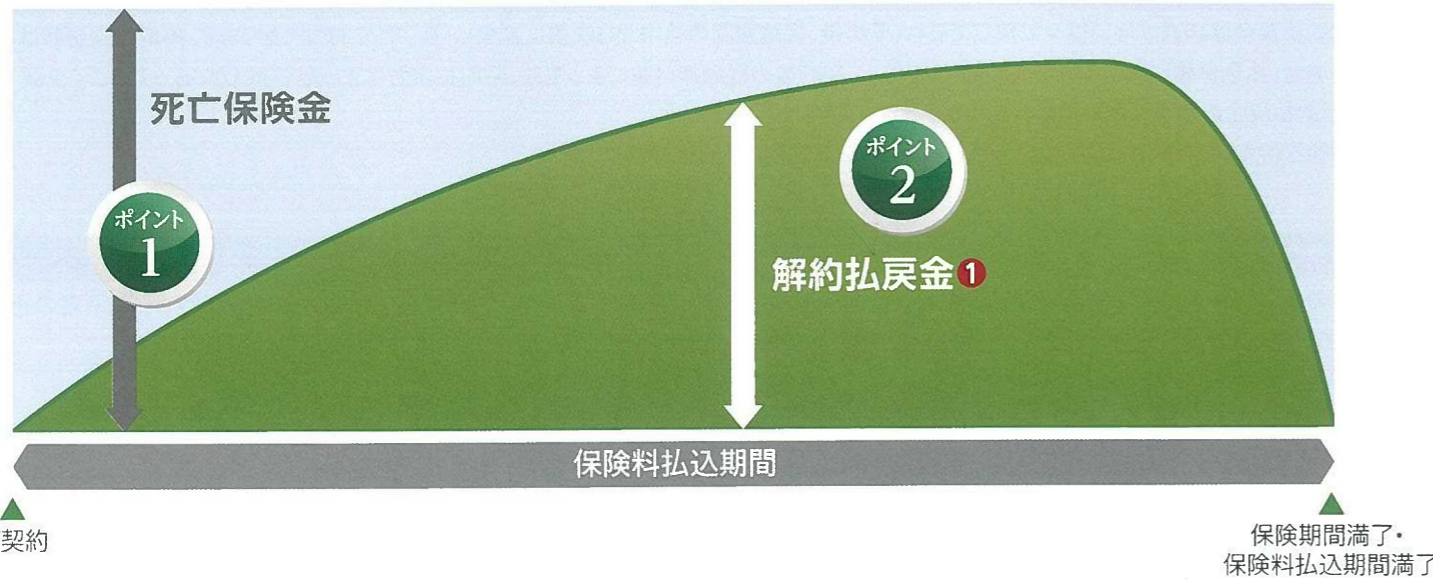


[イメージ]



### 保険料・返戻率表

●年払・口座振替 ●100歳払込期間満了・保険期間満了 ●死亡保険金:1億円 ●契約者/法人 被保険者/役員 受取人/法人 ●リビング・ニーズ特約<sup>②</sup>付加(自動付加)  
※解約払戻金について、万円未満は切捨て

男性									
契約年齢	30歳		40歳		50歳		60歳		
年払保険料 (高額割引制度 <sup>①</sup> による割引額)(円)	1,937,400 (220,600)		2,417,700 (251,800)		3,111,600 (322,800)		4,354,300 (430,800)		
経過年数	解約払戻金 (万円)	返戻率 (%)	解約払戻金 (万円)	返戻率 (%)	解約払戻金 (万円)	返戻率 (%)	解約払戻金 (万円)	返戻率 (%)	
10年	1,681	86.7	2,040	84.3	2,522	81.0	3,205	73.6	
20年	3,375	87.1	4,041	83.5	4,905	78.8	5,978	68.6	
30年	5,034	86.6	5,929	81.7	6,957	74.5	7,537	57.6	
40年	6,598	85.1	7,547	78.0	8,032	64.5	0	0.0	

女性									
契約年齢	30歳		40歳		50歳		60歳		
年払保険料 (高額割引制度 <sup>①</sup> による割引額)(円)	1,641,400 (194,900)		2,005,700 (226,600)		2,505,600 (270,000)		3,363,300 (344,600)		
経過年数	解約払戻金 (万円)	返戻率 (%)	解約払戻金 (万円)	返戻率 (%)	解約払戻金 (万円)	返戻率 (%)	解約払戻金 (万円)	返戻率 (%)	
10年	1,423	86.6	1,700	84.7	2,078	82.9	2,682	79.7	
20年	2,861	87.1	3,393	84.5	4,149	82.7	5,132	76.2	
30年	4,292	87.1	5,077	84.3	6,023	80.1	6,519	64.6	
40年	5,712	86.9	6,587	82.1	6,958	69.4	0	0.0	

※記載の数値は、積立配当金を考慮しておりません。積立配当金は毎年の決算状況により変動し、配当金がない年度もあります。※解約払戻金および経過年数別返戻率は各年の計算基準日前日に対応する日の概算数値を表示しております。[返戻率:解約払戻金÷累計保険料] ※ご契約の解約時期によっては、解約時点で計算した解約払戻金および既に払込まれた保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額(その他お支払金)等をお支払いするため、記載の返戻率と異なることがあります。 ※ご契約の内容によっては、ご加入から保険金のお支払事由が生じるまでの期間により、お払込保険料の合計額がお支払いする保険金額を上回ることがあります。 ※おからの状態によって、特別保険料をお払込みいただく場合、記載と異なった数値になります。 ※記載の保険料は、2025年2月1日(計算基準日)現在のものです。 ※税務の取扱い等については、2024年11月現在の税制・関係法令等に基づき記載しており、今後税務の取扱い等が変わる場合があります。 ※個別の税務の取扱い等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

【ベストドクターズ・サービスのご利用にあたって】 ●ベストドクターズ・サービス(以下、「当サービス」)は、株式会社法研が提供するサービスであり、日本生命(以下、「当社」)の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害について当社は責任を負いません。 ●Best Doctors®およびベストドクターズは米国およびその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。Best Doctors, Inc.は、グローバルバーチャルケアリーダー、Teladoc Health, Inc.の一員です。 ●記載の内容は2025年1月現在のものであり、今後当サービスの内容を変更または廃止する場合があります。 ●当サービスのご利用の際には、諸条件があります。当サービスの詳細や株式会社法研が定める利用規約につきましては、当社ホームページをご確認ください。

## 万のとき、死亡保険金を事業保障資金等の財源として活用できます!

事業保障資金、死亡退職金・弔慰金、事業承継資金等の財源とすることで、万のときの会社の資金不足や遺族・後継者に対する資金確保等に備えることができます。

### 万のときの必要資金

#### 事業保障資金の財源

経営者様が万のときは、金融機関からの信用が一時的に低下する可能性があり、流動性のある資金準備が必要です。

#### 考えられるケース

- 新規借入に伴う金利や手形取引の条件が厳しくなる
- 新規借入を断られるだけでなく、借入金の返済を求められる
- 担保の追加提供や保証人の追加を求められる

#### 死亡退職金・弔慰金の財源

遺族の生活資金を確保するための資金となる、死亡退職金や弔慰金の支給財源の準備が必要です。

#### 死亡退職金の目安

下部に、「適正退職慰労金水準」を記載しておりますので、ご参照ください。

#### 弔慰金の目安

- 業務上の死亡…………… 報酬月額×36カ月(3年分)
  - 業務外の死亡…………… 報酬月額×6カ月(半年分)
- ※相続税法基本通達3-20に基づく弔慰金等の上限

#### 事業承継資金の財源

自社株は経営者様にとって、相続時にはその評価の高騰等から、円滑な事業承継をするうえでの悩みの種となり得ます。悩みの解決策の一つに自社株を会社で買取ることで後継者の納税資金を確保する方法があります。そのための買取資金の準備があれば安心です。

## ポイント2

## ご勇退のとき、解約払戻金①を退職慰労金として活用できます!

保険期間が長期にわたるので、保険料の中から積立てる責任準備金の割合が大きく、退職慰労金等の財源準備に適しています。

退職慰労金は、長年の勤労に対する報奨的給与として一時に支払われるものであるため、税制上優遇されています。

退職所得にかかる税金=(退職慰労金-退職所得控除額)×1/2\*×税率[分離課税]

\*役員等としての勤続年数が5年以下の場合には適用されません。役員等以外の方で勤続年数5年以下の場合、一定金額について適用されません。

退職所得控除額は以下の算式に基づいて算出されます。

勤続年数20年以下  
退職所得控除額=40万円×勤続年数(最低80万円)

勤続年数20年超  
退職所得控除額=70万円×(勤続年数-20年)+800万円

勤続年数別に算出した退職所得控除額

勤続年数	20年	25年	30年	35年	40年	45年
退職所得控除額	800万円	1,150万円	1,500万円	1,850万円	2,200万円	2,550万円

### 「退職慰労金」と「役員報酬」の手取額の比較

退職慰労金で受取る場合				手取差額 A-B	役員報酬で受取る場合			
退職慰労金額 (万円)	税金 (万円)	実効税率 (%)	手取額A (万円)		報酬金額 (万円)	税金 (万円)	実効税率 (%)	手取額B (万円)
3,000	約131	約4.4	約2,869	◀ 約 972万円 ▶	3,000	約1,103	約36.8	約1,897
4,000	約313	約7.8	約3,687	◀ 約1,298万円 ▶	4,000	約1,611	約40.3	約2,389
5,000	約531	約10.6	約4,469	◀ 約1,626万円 ▶	5,000	約2,157	約43.1	約2,843

※給与所得の他に収入なし。勤続35年・4人家族の場合で所得控除は基礎控除と一般扶養控除のみの前提。配偶者(特別)控除・社会保険料控除等は考慮しておりません。

ご夫婦ともに役員の場合、退職慰労金を2人で受取ると退職所得控除が夫婦それぞれで使えるのでさらに有利になります。

役員の退職慰労金について、税務上の適正水準は、一般に以下のような算式に基づいて算出されます。(税務上の適正水準を超えた場合は損金算入を認められないこともあります。)

適正退職慰労金水準(退職時の最終報酬月額×通算役員在任年数×功績倍率)方式の場合の例

$$\text{最終報酬月額} \times \text{役員在任年数} \times \text{功績倍率} = \text{適正退職慰労金額(目安)}$$

例: 100万円 × 例: 20年 × 例: 3.0倍 = 例: 6,000万円

役員別功績倍率例

会長	社長	専務	常務	取締役
2.6倍	3.0倍	2.2倍	2.0倍	1.8倍

※株式会社エフピー教育出版「令和4年 企業経営と生命保険に関する調査」

※当資料の●付数字につきましては、「ご検討に際してご留意いただきたい点(裏面)」の該当箇所を示しておりますので、あわせてご確認ください。

# 税務の取扱いについて 契約者・受取人が法人の場合

## 保険料支払時

「法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)(課法2-13、課審6-10、査調5-3)」の発遣を受け、経理処理の取扱いにつきましては、商品ごとに定められるものではなく、最高解約返戻率(被保険者様の年齢・性別、保険期間等により異なります。)によって経理処理方法が定まります。なお、改正通達適用前にご契約いただいた保険契約につきましては、これまでどおりの取扱いとなります。

最高解約返戻率*1	経理処理	
50%以下	全期間にわたり、支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入ください。	
50%超 70%以下 となる場合	①保険期間の当初4割相当期間 支払保険料の4/10を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入ください。 <small>※被保険者1名あたりの年換算保険料相当額が30万円以下の場合(「最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合」に該当する複数のご契約(他社商品も含む)に加入されている場合はそれを合算して判定します。)、は、「最高解約返戻率が50%以下となる場合」と同様の取扱いとなります。また、年換算保険料相当額は、支払保険料の総額を保険期間(年)で除した金額となります。</small>	借方 (前払保険料) XXXXX円 貸方 (当座預金) XXXXX円 借方 (定期保険料) XXXXX円
	②保険期間の当初4割相当期間経過後から当初7.5割相当期間まで 支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入ください。	借方 (定期保険料) XXXXX円 貸方 (当座預金) XXXXX円
	③保険期間の当初7.5割相当期間経過後から保険期間満了日まで 支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入ください。あわせて、①の期間で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入ください。	借方 (定期保険料) XXXXX円 貸方 (当座預金) XXXXX円 借方 (前払保険料) XXXXX円
70%超 85%以下 となる場合	①保険期間の当初4割相当期間 支払保険料の6/10を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入ください。	借方 (前払保険料) XXXXX円 貸方 (当座預金) XXXXX円 借方 (定期保険料) XXXXX円
	②保険期間の当初4割相当期間経過後から当初7.5割相当期間まで 支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入ください。	借方 (定期保険料) XXXXX円 貸方 (当座預金) XXXXX円
	③保険期間の当初7.5割相当期間経過後から保険期間満了日まで 支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入ください。あわせて、①の期間で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入ください。	借方 (定期保険料) XXXXX円 貸方 (当座預金) XXXXX円 借方 (前払保険料) XXXXX円
85%超 となる場合	①保険期間開始から最高解約返戻率に達する保険年度までの期間*2 <small>※「年換算保険料相当額に対する解約払戻金の年間増加割合が70%超の期間」の方が長い場合は、保険期間開始からその期間の終わりで「保険期間の当初10年間」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入ください。&lt;ご契約から11年目以降&gt;「支払保険料×最高解約返戻率×0.7」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入ください。*2 ①の期間が5年未満となる場合は、ご契約から5年間となります。(この場合で、保険期間が10年未満の場合は、保険期間の当初5割相当期間が資産計上期間となります。)</small> この場合、①の期間経過後に③に記載の経理処理を行ってください。(②の期間がないため、②の経理処理を行う必要はありません。)	借方 (前払保険料) XXXXX円 貸方 (当座預金) XXXXX円 借方 (定期保険料) XXXXX円
	②①の期間経過後から解約払戻金額が最も高くなる保険年度まで 支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入ください。	借方 (定期保険料) XXXXX円 貸方 (当座預金) XXXXX円
	③解約払戻金額が最も高くなる保険年度経過後から保険期間満了日まで 支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入ください。あわせて、①の期間で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入ください。	借方 (定期保険料) XXXXX円 貸方 (当座預金) XXXXX円 借方 (前払保険料) XXXXX円

\*1 最高解約返戻率とは、保険期間中の解約返戻率のうち、最も高くなる解約返戻率をいいます。解約返戻率は、解約払戻金額を払込保険料の合計額で除した割合であり、各保険年度末における割合を用います。

### 死亡保険金受取時

死亡保険金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入として益金に算入ください。

借方	貸方
(当座預金) XXXXX万円	(前払保険料) XXXX万円 (配当金積立金) X万円 (雑収入) XXXX万円

### 配当金(積立通知受取時)

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入ください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上ください。

借方	貸方
(配当金積立金) XXXX円	(雑収入) XXXX円

### 税務の取扱いに関するご留意点

- 税務の取扱い等については、2024年11月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
- 今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務の取扱い等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
- 経理処理の詳細については「日本生命 保険税務のしおり」等をご参照ください。
- 詳しいご検討にあたっては、「法人向け保険商品注意喚起ピラ」をご覧ください。

# ご検討に際してご留意いただきたい点

- 当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。
- 詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご確認ください。
- 当資料でご紹介しております商品の「契約概要」などを希望される場合には、お客様の取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客様窓口にご請求ください。

## ① 解約払戻金について

- 解約払戻金は経過に伴い徐々に積立てられ、その後、保険期間の途中から次第に減少し、満了時にはなくなります。解約払戻金額は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。(解約払戻金の水準は保険種類等によって異なります。)
- 解約日時時点で、未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差引きます。

## ② リビング・ニーズ特約について

- 余命6カ月以内と判断されるとき、死亡保険金額の範囲内、かつ一時金最高3,000万円以内の金額から6カ月分の利息(所定の利率により計算します。)と保険料相当額を差引いた金額をお支払いします。この利率は金利水準等により変動することがあります。
- 保険期間満了前1年以内の死亡保険金額は、特約保険金としてお支払いできません。

## ③ 高額割引制度について

- 割引適用基準額が3,000万円以上の場合には、高額割引制度を適用し、保険料の割引を行います。割引適用基準額が5,000万円以上の場合は、さらに優遇された割引を適用します。
- 減額等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

## 配当について

- 配当金は、当社所定の利率により計算した利息をつけて積立てます。この利率は金利水準等により変動することがあります。
- 当社の決算状況等によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。

### その他の注意事項

- この保険には、所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
- 当資料の記載内容は、計算基準日における被保険者の年齢・保険料率・取扱条件を前提としています。
- 当資料における年齢は、満年齢で記載しております。
- ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日(契約応当日)ごとに1歳を加えて計算しております。

### その他の保険種類をご覧になる場合は「日本生命の保険種類のご案内」をご確認ください。

「日本生命の保険種類のご案内」は、お客様の取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客様窓口(ニッセイ・ライフプラザ)にご請求ください。



引受保険会社  
**日本生命保険相互会社**  
 本店：〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12  
 東京本部：〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6  
 生命保険のお手続きやお問合せにつきましては  
 0120-201-021(ニッセイコールセンター)  
 ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。